

一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕等の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成23年3月3日（木）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕等の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕（神奈川県海老名市中新田字二番河原地内から厚木市金田字新神明下地内までの間及び神奈川県厚木市上依知字道珍地内から相模原市緑区川尻字本沢地内までの間）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 遮音壁設置後の騒音の予測値だけでは、遮音壁を設置しない場合に環境基準をどの程度超えているかがわからないので、騒音による影響の評価がしにくい。
- ・ 貴重な植物については、専門家の指導助言を受け、工事箇所だけでなく、広域的に見たときに個体群の存続に支障があるかを判断したうえで、適切な措置を講じることが重要である。
- ・ 動植物への影響については、主観的でなく、科学的、客観的な判断を行っていることがわかるような表現、あるいは、環境影響評価等から引用した記述であれば、評価等をした主体が明確になるような記述とすべきではないか。
- ・ 圏央道の東名高速・中央道間ができると、神奈川から東京、埼玉まで道路がつながるが、圏央道の公共性は、都心に流入する交通を圏央道に迂回させることであり、より広域に利便性をもたらすと言えるのではないか。
- ・ 人の生活に影響を与える要素が、得られる公共の利益のマイナス要因の中で記述されても、失われる利益として記述されないという事業認定理由の構成の仕方については、議論の余地があるのではないか。
- ・ 人の生活環境に影響を与える要素として、従来の騒音などのほか、将来的には景観の議論なども必要となるのではないか。